

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
評議員並びに役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号及び定款第14条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の種類・金額)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。ただし、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は、各年度の総額が2,040,000円を超えない範囲内で、理事会等への出席の都度、別表第2に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第14条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。
- 5 常勤役員には、報酬とは別に期末手当及び交通費相当額を通勤手当として支給することができる。
- 6 前1項から5項の規定にかかわらず、世田谷区の職員の身分を有する役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を

生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡し、又は財団の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

- 2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

- 2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等（常勤役員を除く）の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支給する。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

- 2 常勤役員の報酬、通勤手当及び期末手当の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第8条 役員等がその職務遂行にあたって負担した交通費や宿泊費等の費用については、報酬日額を支給した場合を除き、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第9条 この規程をもって、認定法第5条13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表 (第3条関係)

1 常勤役員

役 職 名	報 酬 月 額	期 末 手 当	年 度 総 額
理 事 長	490,000円	3.35箇月	7,521,500円
副理事長	—	—	—
常務理事	—	—	—

2 非常勤役員

役 職 名	報 酬 日 額	年 度 総 額
理 事	20,000円 (1人あたり) ※世田谷区の職員の身分を有する者を除く	1,440,000円
監 事	20,000円 (1人あたり) ※世田谷区の職員の身分を有する者を除く	600,000円

3 評議員

役 職 名	報 酬 日 額	年 度 総 額
評 議 員	20,000円 (1人あたり)	1,440,000円